

書面添付制度の現状

吹田税務署

書面添付制度 ～法律上の規定～

【書面添付】

税理士又は税理士法人は、申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項を記載した所定の書面を、その申告書に添付することができる（税理士法第33条の2）

【意見聴取】

税務官公署の職員は、書面が添付されている申告書を提出した者について、当該申告書に係る租税に関して、あらかじめその者に日時場所を通知して、その帳簿書類を調査する場合（無予告調査は含まない）、当該通知をする前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対し、当該添付書面に記載された事項に関し意見を述べる機会を与えなければならない（税理士法第35条）

税理士法第33条の2第1項に規定する書面（第9号様式）

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 事業年度分・ ）に係る
 税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面 3302(1)

受付印	年 月 日 職	税務整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称		印
	事務所の所在地	電話（ ）	-
氏 名			印
書面作成に 係る税理士	氏 名	電話（ ）	-
	事務所所在地	支 部 登録番号 第 号	

申告書を作成した税理士自身が、どのような帳簿に基づいて計算・整理を行い、どのような相談に応じたかを記載するもの

税理士法第33条の2第2項に規定する書面（第10号様式）

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 事業年度分・ ）に係る
 税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面 3302(2)

受付印	年 月 日 職	税務整理番号	
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称		印
	事務所の所在地	電話（ ）	-
氏 名			印
書面作成に 係る税理士	氏 名	電話（ ）	-
	事務所所在地	支 部 登録番号 第 号	

税理士が他人の作成した申告書に対し、第三者の立場から、どのような相談を受け、どのような帳簿の提示を受け、どのような事項の審査を行ったかを記載するもの

書面添付制度 ～効果～

書面添付制度は、国税当局及び税理士等に、それぞれ次のような効果がある

- **税理士等の社会的信用・地位の一層の向上**
- **税理士等と納税者との信頼関係の醸成**
- **納税者に対する税理士等の責任の範囲を明確化**
- **納税者の適正申告の実現**
- **申告審理や調査の要否の判断等への積極的な活用が可能**
- **意見聴取の結果によっては、調査省略される等の事務の効率化**

VI

税理士業務の適正な運営の確保

～ 税理士の使命 ～

税理士及び税理士法人(以下「税理士等」といいます。)は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念に沿って、納税者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図るという公共的な使命を負っています。

令和4(2022)年3月末現在で、全国で80,163人の税理士が登録を受け、また、4,601社の税理士法人が設立されています。

1 税理士の業務と役割

～ 納税者をサポートし申告納税制度を推進 ～

税理士業務(①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談)は、たとえ無償であっても税理士等でない者¹は行ってはならないこととされており、同時に、税理士等に対しては、脱税相談やその信用又は品位を害する行為の禁止などの義務と責任が課されています。

納税者は、税理士等のサポートを受け、適正に申告・納税することができ、また、帳簿の作成や決算などの会計業務についても依頼等するケースが多く、税理士等は税務申告や、その基礎となる正しい記帳の推進においても重要な役割を果たしています。

2 税理士会等との連絡協調

～ 幅広い課題について協議・意見交換等を実施 ～

申告納税制度の適正かつ円滑な運営の実現を図る上で、公共的な使命を担う税理士等が果たすべき役割は、極めて大きなものがあるため、税理士会及び日本税理士会連合会(以下「税理士会等」といいます。)と幅広い課題について協議・意見交換を行うなど、税理士会等との連絡協調に努めています。

具体的には、次の(1)や(2)などがあります。

(1) 書面添付制度の推進

～ 計算事項や相談事項を記載した添付書面の一層の普及・定着 ～

税理士法に定められている書面添付制度は、申告書の作成に関して計算等した事項や相談に応じた事項を記載した書面(以下「添付書面」といいます。)を税理士等が申告書に添付することができるというものです。

その効果として、添付書面が添付されている申告書に係る納税者に対してあらかじめ日時、場所を通知して税務調査を実施しようとする場合には、その通知前に、税務代理をする税理士等に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えなければならないこととされています。

国税庁では、添付書面について、その記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議を積極的に行うとともに、本制度を尊重し、一層の普及・定着に努めています。

1 税理士及び税理士法人のほか、税理士法第51条により、税理士業務を行おうとする地域を所轄する国税局長に対し税理士業務を行うことを通知した弁護士又は弁護士法人も税理士業務を行うことができます。

課個 4-10

課総 2-7

課資 5-12

課消 1-7

官総 6-37

平成 21 年 4 月 1 日

改正 平成 22 年 6 月 11 日

改正 平成 24 年 12 月 19 日

各国税局長 殿
沖縄国税事務所長 殿

国税庁長官

個人課税部門における書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について(事務運営指針)

標題のことについては、下記のとおり定めたから、平成 21 年 7 月 10 日以降、これにより適切な運営を図りたい。

なお、平成 14 年 3 月 14 日付課個 4-6 ほか 7 課共同「税理士法の一部改正に伴う個人課税部門における新書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方及び事務手続等について」（事務運営指針）は、平成 21 年 7 月 9 日をもって廃止する。

（趣旨）

書面添付制度（税理士法（昭和 26 年法律第 237 号。以下「法」という。）の平成 13 年度改正により、従来の更正前の意見陳述に加えて、法第 33 条の 2 の書面（以下「添付書面」という。）が申告書に添付されている場合において、納税者に税務調査の日時、場所をあらかじめ通知するときには、その通知前に、法第 30 条の書面（以下「税務代理権限証書」という。）を提出している税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）に対して、添付書面の記載事項に関する意見陳述の機会を与えることとされたものをいう。以下同じ。）を適正に運用し、税務執行の一層の円滑化・簡素化を図っていくためには、書面添付制度の一層の普及・定着を図る必要があることから、日本税理士会連合会（以下「日税連」という。）と協調して、その普及等に取り組むこととしている。

この普及策の一つとして、日税連においては「添付書面作成基準（指針）」を定めたところであり、それを踏まえ、国税庁においては、法第 35 条第 1 項に規定する意見聴取（以下「意見聴取」という。）を行った結果、調査の必要性がないと認められた場合に、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を原則として書面により通知することとしたことから、所要の整備を図るものである。

記

第 1 章 書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方

1 制度の適正・円滑な運用及び普及・定着の推進

書面添付制度は、税務代理する税理士等に限らず、広く税理士等が作成した申告書について、それが税務の専門家の立場からどのように調製されたかを明らかにすることにより正確な申告書の作成及び提出に資するとともに、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであるから、本制度の執行に当たっては、制度の理解を更に深め、その趣旨を踏まえた適正・円滑な運用を行い、制度の普及・定着を図る。

2 書面添付制度適用者の的確な管理

申告書（所得税確定申告書又は消費税及び地方消費税の確定申告書をいう。以下同じ。）に添付書面の添付がある納税者については、過去の申告事績及び調査事績並びに資料情報に加え、添付書面の記載事項も踏まえて的確な管理を行う。

3 書面添付制度を活用した調査事務の効率的運営

添付書面は、申告審理や準備調査に積極的に活用するほか、添付書面の記載事項のうち確認を要する部分については、意見聴取の際に十分聴取するよう努める。

また、書面添付制度は、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨によるものであることから、添付書面の記載事項がその趣旨にかなったものと認められる場合には、今後の調査の要否の判断において積極的に活用し、調査事務の効率的な運営を図る。

第2章 書面添付制度に係る事務手続及び留意事項

第1節 書面の保管

税務代理権限証書及び添付書面については、原本を確定申告書に添付して課税台帳に編てつするとともに、収支内訳書又は青色申告決算書に提出された書面の写しを添付するか、書面の提出があることを示すゴム印を押印することなどにより、書面添付制度に係る事務処理が的確に実施できるよう配慮する。

第2節 意見聴取の実施

1 事前通知前の意見聴取の実施

統括官等（個人課税部門の特別国税調査官、統括国税調査官、情報技術専門官、国際税務専門官、審理専門官又は特別記帳指導官をいう。以下同じ。）は、申告書に添付書面の添付がある納税者に対し実地の調査等を行おうとする場合には、国税通則法第74条の9に規定する事前通知など（以下「事前通知」という。）を行わないこととしたときを除き、事前通知を行う前に税務代理権限証書に記載された税理士等に対し添付書面の記載事項について意見聴取を行うよう調査担当者に指示する。

なお、法第33条の2第1項に規定する添付書面の1面「1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項」欄から3面「5 その他」欄又法第33条の2第2項に規定する添付書面の1面「1 相談を受けた事項」欄から3面「5 その他」欄に全く記載がないものは、法第33条の2第1項又は第2項に規定する記載事項が記載されていないものであり、添付書面に該当しないものであることから、そのような添付書面が添付されていたとしても補正依頼、意見聴取等を行う必要はないことに留意する。

(注) 譲渡所得又は山林所得を有する納税者に係る事前通知前の意見聴取を行う場合には、必要に応じて資産課税担当職員の同席を求めるなど、効率的な実施に配慮する。

2 意見聴取の時期、方法

調査担当者は、事前通知予定日の1週間から2週間前までに税務代理権限証書に記載された税理士等に対し意見聴取を行う旨を口頭（電話）で連絡し、意見聴取の日時、方法を取り決める。

この場合、意見聴取は事前通知予定日の前日までに了することとし、原則として税理士等に来署依頼する方法により行う。また、添付書面の「事務処理欄」に意見聴取を行う旨を通知した日及び事前通知予定日を記入する。

(注)

- 1 税理士等が遠隔地に所在している場合など来署が困難な場合には、電話による意見の聴き取り又は文書による意見の提出によっても差し支えない。
- 2 意見聴取は、原則として、統括官等と調査担当者が行う。

3 意見聴取の内容

意見聴取は、税務の専門家としての立場を尊重して付与された税理士等の権利の一つとして位置付けられ、添付書面を添付した税理士等が申告に当たって計算等を行った事項に関することや、意見聴取前に生じた疑問点を解明することを目的として行われるものである。

したがって、こうした制度の趣旨・目的を踏まえつつ、意見聴取により疑問点が解明した場合には、結果的に調査に至らないこともあり得ることを認識した上で、意見聴取の機会を積極的に活用し、例えば顕著な増減事項・増減理由や会計処理方法に変更があった事項・変更の理由などについて個別・具体的に質疑を行うなどして疑問点の解明等を行い、その結果を踏まえ調査を行うかどうかを的確に判断する。

なお、意見聴取における質疑等は、調査を行うかどうかを判断する前に行うものであり、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものであることから、意見聴取における質疑等のみに基因して修正申告書が提出されたとしても、当該修正申告書の提出は更正があるべきことを予知してされたものには当たらないことに留意する。

また、意見聴取の過程において、じ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導すべき事項が認められた場合には、意見聴取の際に、その内容等についてじ後の改善を図るよう税理士等に十分説明する。

4 意見聴取後の事務

調査担当者は、意見聴取を行った後、次の事項を別紙1の書面（以下「応接簿」という。）に記載して統括官等の決裁を了し、着眼事項等兼チェックシートとともに個人調査関係書類つづりに編てつする又は着眼調査・事後処理等事績票つづりに編てつし、適切に保管する。

- ① 相手方、応接者、調査対象者、応接方法、応接日時
- ② 意見聴取した内容
- ③ 意見聴取した結果、税理士等に対して指導した事項
- ④ 調査への移行の有無
- ⑤ 別紙2の書面（以下「意見聴取結果についてのお知らせ」という。）の送付要否
- ⑥ その他参考となる事項

(注) 「意見聴取結果についてのお知らせ」を作成する場合は、応接簿と併せて決裁を受ける。

5 意見聴取結果の税理士等への連絡

(1) 調査に移行しない場合

意見聴取を行った結果、調査の必要がないと認められた場合には、税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨の連絡を、原則として「意見聴取結果についてのお知らせ」により行う。ただし、次に掲げるものに該当する場合には口頭（電話）により行う。

なお、口頭（電話）により意見聴取結果を税理士等へ連絡する場合には、「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付しない理由を併せて説明し、じ後の添付書面の適切な記載等が図られるよう指導することに留意する。

- ① 意見聴取を行ったことに基因して自主的に修正申告書が提出された場合又はじ後の申告や帳簿書類の備付け、記録及び保存に関して指導した事項がある場合
- ② 法第 33 条の 2 第 1 項に規定する添付書面の 2 面「3 計算し、整理した主な事項」欄及び 3 面「5 その他」欄又は法第 33 条の 2 第 2 項に規定する添付書面の 2 面「3 審査した主な事項」欄及び 3 面「4 審査結果」欄に記載がない場合
- ③ ②に掲げる各欄の記載はあるが、明らかに記載に不備がある又は内容が具体性に欠けるなど、に準ずると認められる場合

(2) 調査に移行する場合

意見聴取を行った結果、調査の必要があると認められた場合には、納税者に対する事前通知を行う前に、税理士等に対し意見聴取結果と「調査に移行する」旨の連絡を口頭（電話）により行う。

なお、この場合において、税理士等に対する意見聴取結果の連絡と併せて税理士等に対する事前通知を行うこととしても差し支えない。

(注)

- 1 税理士等に対し「現時点では調査に移行しない」旨を連絡した場合であっても、その後申告書の内容等に対する新たな疑義が生じたときには、調査することを妨げるものではない。
その際、事前通知を行う場合には改めて意見聴取を行う。
- 2 「意見聴取結果についてのお知らせ」を送付した場合は、当該意見聴取結果についてのお知らせ（税務署控え）を個人調査関係書類つづりに編てつする又は着眼調査・事後処理等事績票つづりに編てつするほか、個人調査ファイルのある納税者は、じ後における処理の参考とするため、税務署控えの写しを個人調査ファイルに挿入する。

6 更正前の意見聴取

添付書面が添付された申告書について更正をすべき場合においては、法第 35 条第 2 項に基づき、当該添付書面に記載されたところにより当該更正の基因となる事実について税理士等が計算し、整理し、若しくは相談に応じ、又は審査していると認められるときは、国税通則法第 74 条の 11 第 2 項に規定する調査結果の内容の説明を行う前までに、当該税理士等に対し、意見を述べる機会を与えなければならないことに留意する。

施策	実3-3：書面添付制度の普及・定着に向けた取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要]実3-3-B-1：書面添付制度の普及・定着に向けた積極的な取組		
	目標	<p>書面添付制度の普及・定着を図るため、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行います。</p> <p>（目標の設定の根拠） 書面添付制度の普及・定着を図ることは、正確な申告書の作成・提出に資するとともに、税務行政の円滑化が図られ、また、添付書面の作成者である税理士等の社会的信用の向上にもつながり、ひいては信頼される税理士制度の確立に結びつくものです。</p> <p>申告書に添付された書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において積極的に意見交換を行うことは、当該制度の普及・定着に重要であることから目標として設定しています。</p>	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	<p>（実績） 書面添付制度の一層の普及・定着のため、添付書面の記載内容の充実及び添付割合の向上が図られるよう、税理士会等との協議会等において具体的な方策などについて積極的に意見交換を実施し、添付書面や税理士に対する意見聴取の内容を調査事務に活用するほか、税理士会主催研修等への講師派遣依頼についても適切に対応しました。</p> <p>（目標の達成度の判定理由） 書面添付制度の一層の普及・定着のため、上述のとおり、税理士会等との協議会等において意見交換を実施するなど、積極的な取組を実施したことから、達成度は「○」としました。</p>	○
施策についての評価	s 目標達成		
評価の理由	測定指標の達成度が「○」であったことから、「s 目標達成」としました。		

参考指標 1：税理士法第33条の2に規定する書面の添付割合（所得税・相続税・法人税）
（単位：％）

年 度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
所得税	1.3	1.4	1.4	1.4	1.5
相続税	18.2	20.1	21.5	22.2	23.1
法人税	9.1	9.5	9.7	9.8	9.8

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

（注1）上記割合は、税理士が関与した申告書の件数のうち、書面添付があったものの件数の割合です。

（注2）「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としています。ただし、令和元年度以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書を対象としています。

（注3）「相続税」は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書（修正申告書を除く。）を対象としています。

（注4）「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

参考指標 2：税理士関与割合（所得税・相続税・法人税）
（単位：％）

年 度	平成29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度
所得税	20.2	20.3	20.6	21.1	21.0
相続税	84.4	85.0	85.7	86.1	86.1
法人税	88.9	89.1	89.3	89.4	89.5

（出所）課税部個人課税課、資産課税課、法人課税課調

（注1）「所得税」は、翌年3月末までに提出された申告書を対象としています。ただし、令和元年度以降については、申告期限の延長に伴い、翌年4月末までに提出された申告書を対象としています。

（注2）「相続税」は、各年分ともその年の10月末までに提出のあったその前年の相続に係る申告書（修正申告書を除く。）を対象としています。

（注3）「法人税」は、4月決算から翌年3月決算法人について、翌年7月末までに申告書の提出があったものを対象としています。

《 税理士制度の見直し 》

ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会を見据え、税理士の業務環境や納税環境の電子化といった、税理士を取り巻く状況の変化に的確に対応するとともに、多様な人材の確保や、国民・納税者の税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から、税理士制度の見直しを行う。

改正項目	主な改正条項	施行日
○ ICT化とウィズコロナ時代への対応 <ol style="list-style-type: none"> 1 税理士の業務におけるICT化推進の明確化 2 事務所設置規定の見直し(物理的な事務所判定基準の撤廃) 3 税務代理における利便の向上 4 税理士会等における会議招集通知・委任状の電子化 5 税理士名簿等を作成可能な電子記録媒体の明確化 	法2の3 法49の2② 通達 通達 規(様式8号)・通達 令7④ 法19③、41③、48の10③	令和4年4月1日 令和5年4月1日 令和5年4月1日 令和4年4月1日 令和6年4月1日 令和4年4月1日 令和4年4月1日
○ 多様な人材の確保 <ol style="list-style-type: none"> 6 税理士試験の受験資格の見直し(会計学科目の受験資格の要件の撤廃、税法科目の受験資格(学識)に係る履修科目要件の緩和) 	法5	令和5年4月1日
○ 税理士に対する信頼の向上を図るための環境整備 <ol style="list-style-type: none"> 7 税理士法人の業務範囲の拡充(成年後見業務、租税に関する教育・普及業務) 8 税理士法人社員の法定脱退事由の整備(業務停止処分等により法人から脱退することの明確化) <p>【懲戒逃れをする税理士への対応】</p> <ol style="list-style-type: none"> 9 税理士調査に係る調査・協力要請規定の整備 10 元税理士に対する「懲戒処分相当であったことの決定」の創設 11 税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設(10年) 	規21 法48の17 法55、法56 法48、審議会令2④、告示 法47の3	令和4年4月1日 令和4年4月1日 令和5年4月1日 令和5年4月1日 令和5年4月1日
○ その他 <ol style="list-style-type: none"> 12 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備 13 税理士試験受験願書に添付する写真の撮影条件の撤廃等 	規(様式9・10号)・通達 規(様式2号)	令和6年4月1日 令和4年4月1日

《 税理士制度の見直し 》

(12) 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備

【見直し内容】

- 法第33条の2に規定する記載書面（計算事項等書面、審査事項等書面）の様式について、簡明性向上等の観点から見直しを行う[R6.4.1施行]。

【税理士法等改正の効果等（イメージ）】

- 法第33条の2に規定する書面について、次のとおり改正。

項目	改正部分	改正後	改正前（現状）
名称	第1項書面	申告書の作成に関する計算事項等記載書面	税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面
	第2項書面	申告書に関する審査事項等記載書面	税理士法第33条の2第2項に規定する添付書面
記載項目	第1項書面	1 提示を受けた帳簿書類に関する事項	1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項
		2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項	2 提示を受けた帳簿書類（備考欄の帳簿書類を除く。）に記載されている事項
	第2項書面	5 総合所見	<新設>
		6 その他	5 その他
第2項書面	5 総合所見	<新設>	
	6 その他	5 その他	

- 法第33条の2に規定する書面について、資産税に対応する様式を新たに制定。

項目	制定部分	改正後	改正前（現状）
名称	第1項書面	申告書の作成に関する計算事項等記載書面（資）	—
	第2項書面	申告書に関する審査事項等記載書面（資）	—

※ 記載内容については資産税に応じたものとしている。

《 税理士制度の見直し 》

令6.4.1以降適用

(12) 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備

(「申告書の作成に関する計算事項等書面」の様式イメージ①)

税 申告書（ 年分・ 年 月 日 事業年度分・ ）に係る
 申告書の作成に関する計算事項等記載書面 **33の2①**

年 月 日 農

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称			
	事務所の所在地	電話 () -		
書面作成に 係る税理士	氏 名			
	事務所の所在地	電話 () -		
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号		
税務代理権限証書の提出	有 () ・ 無			
依 頼 者	氏名又は名称			
	住所又は事務所の所在地	電話 () -		
私（当法人）が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。				
1 提示を受けた帳簿書類に関する事項				
帳簿書類（申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。）の名称	上記の帳簿書類以外の帳簿書類の名称			
2 自ら作成記入した帳簿書類に関する事項				
帳簿書類の名称	作成記入の基礎となった書類等			
※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績	事前通知等事績
			年月日	税理士名
・	・	・	・	・

(1/4)

※整理番号

3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)			
	(1)のうち顕著な増減事項		増 減 理 由
(2)			
	(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項		変 更 等 の 理 由
(3)			

(2/4)

《 税理士制度の見直し 》

令6.4.1以降適用

(12) 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備

(「申告書の作成に関する計算事項等書面」の様式イメージ②)

※整理番号	
4 相談に応じた事項	
事 項	和 談 の 要 旨
5 総合所見	
6 その他	

(3/4)

※整理番号		
*追加記載する事項		
A		
B	C	D
*追加記載する事項		
A		
B	C	D

(4/4)

《 税理士制度の見直し 》

令6.4.1以降適用

(12) 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備

(「申告書の作成に関する計算事項等書面(資)」の様式イメージ①)

税 申告書 (年分・ 年 月 日相続開始分)に係る

申告書の作成に関する計算事項等記載書面 (資) **33の2①(資)**

年 月 日 年 月 日

※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称		
	事務所の所在地	電話 () -	
書面作成に 係る税理士	氏 名		
	事務所の所在地	電話 () -	
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号	
税務代理権限証書の提出	有 () ・ 無		
依頼者 (複数人の 場合は別紙 に記載する こと)	氏名又は名称		
	住所又は事務所 の 所 在 地	電話 () -	
相続後の場合	被相続人の氏名		
	被相続人の住所		
私(当法人)が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。			
1 提示を受けた書類等に関する事項			
書類等(申告書の作成に関し、計算し、又は整理するために用いたものに限る。)の名称	左記の書類等以外の書類等		
2 自ら作成記入した書類等に関する事項			
書類等の名称	作成記入の基礎となった書類等		
※事務 処理欄	部門	業種	
	意見聴取連絡事項 年月日	税理士名	事前通知等事項 通知年月日 予定年月日

(1/4)

※整理番号			
3 計算し、整理した主な事項			
	区 分	事 項	備 考
(1)			
(2)	{1}のうち個別的・特徴的な事項		備 考

(2/4)

《 税理士制度の見直し 》

令6.4.1以降適用

(12) 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備

(「申告書の作成に関する計算事項等書面(資)」の様式イメージ②)

※整理番号	
4. 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
5. 総合所見	
6. その他	

(3/4)

※整理番号		
*追加記載する事項		
A		
B	C	D
*追加記載する事項		
A		
B	C	D

(4/4)

《 税理士制度の見直し 》

令6.4.1以降適用

(12) 税理士による申告書添付書面に関する様式の整備

(「申告書に関する審査事項等書面」の様式イメージ)

税 申告書 (年分・ 年 月 日 事業年度分・) に係る
 申告書に関する審査事項等記載書面 **3302②**

年 月 日 費 ※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称			
	事務所の所在地	電話 () -		
書面作成に 係る税理士	氏 名			
	事務所の所在地	電話 () -		
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号		
税務代理権限証書の提出	有 () ・ 無			
依 頼 者	氏名又は名称			
	住所又は事務所 の 所 在 地	電話 () -		
私(当法人)が審査の依頼を受けた申告書に関し審査した事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。				
1 相談を受けた事項				
事 項	相 談 の 要 旨			
2 審査に当たって提示を受けた帳簿書類				
帳簿書類の名称	確 認 し た 内 容			
※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事項	事前通知等事項
			年月日 税理士名	通知年月日 予定年月日
			・ ・	・ ・

(1/4)

税 申告書 (年分・ 年 月 日 相続開始分) に係る
 申告書に関する審査事項等記載書面 (資) **3302②(資)**

年 月 日 費 ※整理番号

税理士又は 税理士法人	氏名又は名称			
	事務所の所在地	電話 () -		
書面作成に 係る税理士	氏 名			
	事務所の所在地	電話 () -		
	所属税理士会等	税理士会 支部 登録番号 第 号		
税務代理権限証書の提出	有 () ・ 無			
依 頼 者 (複数人の 場合は別紙 に記載する こと)	氏名又は名称			
	住所又は事務所 の 所 在 地	電話 () -		
相続税の場合	被相続人の氏名			
	被相続人の住所			
私(当法人)が審査の依頼を受けた申告書に関し審査した事項は、下記の1から5までに掲げる事項であります。				
1 相談を受けた事項				
事 項	相 談 の 要 旨			
2 審査に当たって提示を受けた書類等				
書類等の名称	確 認 し た 内 容			
※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事項	事前通知等事項
			年月日 税理士名	通知年月日 予定年月日
			・ ・	・ ・

(1/4)